

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金及び競技強化支援事業助成金に係るスポーツ振興基金シンボルマーク等の表示要領

(平成 27 年 2 月 19 日平成 26 年度要領第 10 号)

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金交付要綱(平成 15 年度要綱第 1 号。以下「基金助成金交付要綱」という。)第 22 条及び独立行政法人日本スポーツ振興センター競技強化支援事業助成金交付要綱(平成 15 年度要綱第 2 号。以下「競技強化助成金交付要綱」という。)第 21 条の規定に基づき、スポーツ振興基金助成金又は競技強化支援事業助成金による助成活動である旨の記載及びスポーツ振興基金のシンボルマーク(以下「シンボルマーク等」という。)の表示に関し必要な事項を定める。

(表示方法)

第 2 条 シンボルマーク等の表示方法については、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) スポーツ大会等における表示方法

ア 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)から配布又は貸与されたフラッグについては、見やすい位置に表示すること。

イ 看板については、シンボルマーク等を見やすい位置に表示すること。

なお、助成活動である旨の記載は、「スポーツ振興基金助成事業(競技強化支援助成事業の場合は、競技強化支援事業とする。以下同じ。)」又は「この〇〇(大会など)は、スポーツ振興基金助成金(競技強化支援助成事業の場合は、競技強化支援事業助成金とする。以下同じ。)を受けて実施(開催)されています。」等のスポーツ振興基金助成金又は競技強化支援事業助成金を受けて実施する活動であることを明確に表現したものとすること。

(2) パンフレットその他の印刷物への表示方法

パンフレットその他の印刷物については、シンボルマーク等を見やすい位置(原則として表紙)に表示すること。

なお、助成活動である旨の記載は、「スポーツ振興基金助成事業」又は「この〇〇(大会など)は、スポーツ振興基金を受けて実施(開催)されています。」など、スポーツ振興基金助成金又は競技強化支援事業助成金を受けて実施する活動であることを明確に表現したものとすること。

(3) Web サイトへの表示方法

助成決定者の Web サイトに、助成活動の案内や報告を掲載する場合は、シンボルマーク等を見やすい位置に表示すること。

なお、助成活動である旨の記載は、「スポーツ振興基金助成事業」又は「この〇〇(大会など)は、スポーツ振興基金を受けて実施(開催)されています。」など、スポーツ振興基金助成金又は競技強化支援事業助成金を受けて実施する活動であることを明確に表現したものとすること。

(4) 取得財産等への表示方法

助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、シンボルマークを表示すること。

(5) その他の表示方法

前各号以外の方法による場合は、事前に、電子メール等で表示方法が分かる資料をセンターに提出し、承認を得ること。

センターは、表示の方法を確認の上、電子メール等により回答する。

(使用方法)

第3条 シンボルマーク等を使用する場合は、別紙「シンボルマーク等の表示に関する注意事項について」に基づいて使用すること。

2 表示する際に必要なシンボルマークは、センターホームページからダウンロードして使用すること。

(表示に係る手続)

第4条 表示位置、表示の文言(案)及び表示の大きさが分かる資料を電子メール等でセンターに提出すること。

2 センターは、提出された資料について、表示の内容を確認の上、電子メール等により回答する。

この際、表示の内容に問題がない場合は、そのまま活動を実施(シンボルマーク等を表示)し、センターから指摘のあった場合は、表示の内容を修正の上、改めて修正された内容が分かる資料をセンターに提出すること。センターは、修正された内容を確認の上、電子メール等により回答する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別紙

シンボルマーク等の表示に関する注意事項について

[別紙参照]